

和歌山県監査公表第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和 2 年和歌山県監査公表第 10 号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 12 日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 吉 井 和 視
和歌山県監査委員 北 山 慎 一

1 監査の対象

3 の監査対象事業会計の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象事業会計	監査実施年月日
和歌山県立こころの医療センター事業会計	令和 7 年 7 月 29 日
和歌山県工業用水道事業会計	〃
和歌山県土地造成事業会計	〃
和歌山県流域下水道事業会計	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の事業会計の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

和歌山県立こころの医療センター事業会計

令和 6 年 4 月から令和 7 年 2 月の診療報酬について、「精神科急性期医師配置加算 I」に係る算定要件の基準を満たさなくなったにもかかわらず請求し続けていたことが判明したため、当該診療報酬を返還することとなった。

今後このようなことのないよう、診療報酬請求に当たっては、加算等の算定要件を十分確認するとともに、組織としてのチェック体制を強化するなど、再発防止に努められたい。

(2) 注意事項

和歌山県立こころの医療センター事業会計

外来診療に係る医業収益において、令和 6 年 9 月から令和 7 年 4 月までの診療報酬の請求事務を怠っている事例があったので、早急に本件請求の事務処理を進めるとともに、組織として請求事務の進行管理を徹底し、再発防止に努められたい。